みんなで考えよう 裁判員制度

裁判員 ACT 公開学習会 実 施 報 告 書

2022

（福）大阪ボランティア協会 ″裁判員 ACT″ 裁判への市民参加を進める会

裁判員 ACT
公開学習会
実施報告書
2022

目　次

「みんなで考えよう裁判員制度」
2022年11月26日（土）14時30分～17時
市民活動スクエア CANVAS 谷町と Zoom で開催

■第１部
「裁判員制度の基本を知る」
講師：笹倉香奈氏（甲南大学法学部教授）　p02

■第２部
「裁判員、あなたが裁判官を変える！」
講師：村山浩昭氏（元大阪高裁判事・東京弁護士会）　p05

■第３部
「トークセッション」
村山浩昭氏＋裁判員体験者　p09

大阪ボランティア協会は、1965 年に設立された団体です。有給職員とボランティアスタッフが協働して事業を進めており、裁判員 ACT チームもその 1 つです。

裁判員 ACT は 2009 年から裁判員制度について市民活動の視点で考えていこうと活動を続けています。裁判員経験者も含めた一般市民、大学生、記者、弁護士などさまざまな立場のメンバーが参加し、学習会などの事業を企画運営しています。

市民から選ばれた裁判員が、法律のプロである裁判官の考え方を変えることができるのでしょうか？

裁判官は法律専門家で、多くの事件を裁いていますが裁判員は法律のことは知らず、裁判を担当します。ところが、裁判員が日常生活で感じていることやその常識的な考え方で、裁判官を変えているのだとか。

2022 年度の学習会では、これまで多くの裁判員裁判を裁判長として担当し、また「袴田事件」の再審開始を決定した裁判長としても有名な村山浩昭元裁判官を交えて、裁判員裁判の持つ意味をじっくりと語り合いました。

裁判員制度については、色々な立場の方がおられると思います。反対意見も含めて話し合える場を作ることで、裁判は人ごとではないと感じる人が増えてほしい。皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

”裁判員 ACT” 裁判への市民参加を進める会

第１部

「裁判員制度の基本を知る」

講師：笹倉香奈氏（甲南大学法学部教授）

甲南大学法学部で刑事訴訟法を担当している笹倉香奈と申します。今日の学習会の冒頭に、「裁判員制度の基本を知る」ということで、裁判員制度とはどのようなものかを簡単にお話しします。

今日のお話は２つのパートに分かれています。１つは刑事裁判とはどのようなものか。２つめは、裁判員制度とはどのようなものか、裁判員制度の基本をお話しします。第２部以降の話を聞いていただく基礎としていただければと思います。

刑事裁判とは

まず、刑事裁判とはとは何かについて話をしていきます。刑事裁判は、ある人が、ある犯罪を犯したといえるのかどうかという事実認定と、犯したといえる場合、その人に対する刑罰はどのくらいになるべきなのか、という量刑について判断します。これらを決める手続が、刑事手続です。

さて､刑事手続はどのように進んでいくのでしょうか。まず、刑事事件が発生すると、捜査機関による捜査が行われます。捜査が進み、犯罪を犯したと疑われる人（被疑者）が見つかった時、その人について捜査をすることで、その人を起訴するべきかどうかについて、検察官によって判断されます。そして検察官によって起訴が行われると、被疑者は被告人と呼ばれることになります。

被疑者・被告人の弁護を行うのは、基本的には弁護士ですが、この人たちのことを弁護人と呼んでいます。事件が起訴されると、裁判所に行きます。裁判所は、被告人が、起訴されたとされる犯罪を犯したと本当に言えるのかどうかを判断した上で、本当に犯罪を犯したと言える場合は、量刑について判断することになります。

裁判所はまず、被告人が起訴された犯罪を本当に犯したといえるのかどうかを判断するのですが、このとき刑事事件においては、検察官が、被告人が本当にやったということを証明しなければいけない、つまり立証責任を負うことになっています。

そして、検察官は、被告人が犯罪を犯したことを、証拠によって証明しなければいけません。単なる噂などでは証拠にならないのです。

ですから、刑事裁判で実際に裁かれているのは、被告人というよりも、検察官といえます。検察官が本当に立証責任を果たしているか、ということを裁かれているのです。もちろん、被告人が本当に犯罪を犯したかどうかを裁くという側面もありますが、この構造上、刑事裁判で裁かれているのは、実は国家たる検察官であるとも言えます。犯人を処罰するための裁判というよりも、国に不当な刑罰をさせないための裁判という側面に注目する必要もあるのです。

証拠裁判主義、疑わしきは罰せず、責任主義

皆さんはもしかしたら、犯人を処罰するために刑事裁判があると思っておられたかもしれませんが、実は、国に不当な処罰をさせないという機能がひじょうに重要なのです。

みなさんが裁判員として刑事裁判に参加されるとき、被告人を裁くのではなく、刑事司法制度を運営している人たちを裁いて、問題ある運営が行われていないか、というところにも注目していただきたいと思います。

証拠に基づいた判断が重要であるということをお話ししました。裁判は、証拠に基づいて行われなくてはいけないという考え方を、証拠裁判主義と言います。この証拠というのは、法廷に出てきた証拠です。物的な証拠、人が呼ばれて証言をすることもありますが、法廷に出た証拠のみで判断しなくてはいけないのです。報道で見たから、噂で聞いたから、ネットで検索して出てきたから、という独自で得られた情報は証拠ではありませんから、これに基づいて判断してはいけないのです。

また、刑事裁判においては、絶対に冤罪が起きてはいけません。ですから、検察官が全面的に立証責任を負うだけでなく、検察官は、ひじょうに高いハードルを超えて立証しなくてはいけません。少しでも疑わしい時は被告人の利益になる判断をしなければいけない｡いわゆる、疑わしきは被告人の利益に、疑わしきは罰せず、といったルールがあります。そして、被告人が有罪であるということに合理的な疑いが残る場合には、無罪判決が言い渡されなければいけません。

検察官に立証責任があり、検察官は高い立証のハード

ルを超えなければいけない。そして、そこに至らない場合には無罪推定ですから、被告人には無罪が言い渡されることになります。これは、絶対に冤罪、罪のない人を誤って有罪にしてはいけないというところから出てきた重要な原則です。

また、高いハードルを超えて有罪であると判断された場合には、その被告人にふさわしい刑罰が判断されることになり、これを量刑とか、刑の量定と呼んでいます。この時にも重要な原則があります。その人の責任を超えた刑罰を科してはならないというルールで、責任主義の原則というものです。

これらの他にも刑事裁判にはいろいろなルールがありますが、特に重要なものについてお話ししました。

裁判員制度とは

刑事裁判の基礎を理解していただいた上で、それでは裁判員制度とはどのような制度か、概要をお話しします。裁判員制度は、2009 年 5 月 21 日からスタートした制度です。一般の市民が一部の重大な刑事裁判に裁判員として加わって、裁判官と共に、有罪か無罪かの事実認定、量刑の判断を行うという制度です。2009 年 5 月から遡ること 5 年前、2004 年 5 月 21 日に、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が成立し、これをもって裁判員制度が日本で作られたわけです。

裁判官が 3 人と裁判員が 6 人、途中で病気などになった時の交代のために補充裁判員が若干名選任され、裁判員と裁判官が一緒になって有罪無罪の判断（事実認定）と量刑を行うことになります。2022 年 8 月末までに、裁判員になった方は 85,307 人、補充裁判員を経験した方は 28,969 人に上ります。12 万人の方がすでに、裁判員あるいは補充裁判員を経験し、刑事裁判に参加したのです。詳しい統計は、最高裁判所のサイトで紹介されています。

司法の市民参加のかたち（陪審制度と参審制度）

世界的にみると、裁判員以外にもさまざまな市民の司法参加の制度があります。代表的なものとして陪審制度と参審制度があります。

アメリカやイギリスなどの、いわゆる英米法系の国では陪審制度が採用されています。これは事件ごとに無作為に選任された 12 人の陪審員、一般市民が裁判に参加し、裁判官は評議には加わらず、陪審員のみで判断していくという制度です。通常は事実認定、つまり有罪か無罪かの判断のみを陪審員が行います。実は日本でも大正時代に一時期、この陪審制度が採用されていた時期がありました。日本にもかつて司法の市民参加の制度が存在し、それは陪審制度だったということです。

もうひとつは参審制度です。ドイツなどの大陸法系の国では、この制度が採用されています。参審員は一定の任期、裁判官と一緒に刑事裁判に参加し、共に評議を行い、事実認定と量刑をする制度です。この参審制度においては、一定の事件については必ず参審による裁判が行われます。被告人には参審による裁判を受けるかどうかの選択権はありません。

実は日本の裁判員制度は、この、陪審制度と参審制度のミックス、ハイブリッド型といえます。事件ごとに選任されるという意味では陪審制度に似ています。裁判官と一緒に評議を行って、事実認定と量刑をする。被告人には選択権がなく、一定の類型の事件では自動的に裁判員裁判になるという意味では、参審制度に似ています。

このように、混合型の独自の形態をとっているのが日本の裁判員制度です。実は、台湾でも、2023 年 1 月から、日本の裁判員制度にならった、新しい市民参加の制度が始まります。日本の裁判員制度がどうしてこのような形になったのか、今日は詳しくお話しする時間がありませんが、国により、どのような制度を採用するかに違いがあります。

裁判員裁判と裁判員の役割

裁判員制度の話に戻ります。重大な犯罪に関する第一審の刑事訴訟事件が、裁判員裁判の対象事件になります。殺人や強盗殺人、覚醒剤の営利目的使用など、死刑や無期懲役禁固の罰にあたる事件や、故意で被害者を死亡させた事件が対象です。

裁判員に選ばれるのは 20 歳以上の有権者です。法改正があり、2023 年からは 18 歳以上になります。この中から事件ごとに、くじで無作為に選ばれます。一定の人は裁判員になることができません。たとえば、禁固以上の刑に処せられたことがある人、法律の専門職についている人、国会議員や大臣、自衛官などは裁判員になることができないとされています。他方で、裁判員になることを辞退できる人もあります。70 歳以上の人、学生や生徒、裁判員の職務を行うことや、裁判所に行くことが困難な人は、裁判員になることを辞退できます。

裁判員の職務はどのようなものでしょうか。裁判官と

ともに、法廷での審理に立ち会い、評議で意見を述べ、判決の宣告に立ち会う。これらが裁判員の職務とされています。

時間的な負担はどれくらいなのでしょうか。これまでの平均審理期間は 9.1 日です。また、平均の開廷回数は 4.5 回です。実は 2009 年から 2010 年の制度開始初期の頃は、平均審理期間は 3.7 日から 4.6 日、平均開廷回数も 3.3 回から 3.8 回でした。これが 2020 年の数字をみてみると、それぞれ 10.5 日から 12.1 日、4.7 回から 5.1 回に延びています。制度開始当初よりも余裕をもって日程が組まれることが多いようです。

反面、「公判前整理手続」という、争点や証拠を整理するために事前に裁判員なしで行われる整理のための手続が長期化する傾向もあります。2010 年は 5.4 ヵ月だったものが、2020 年は約 2 倍の 10.5 ヵ月になっています。

1 日あたりに裁判に参加する時間は、5 時間から 6 時間程度です。また、日当が 1 日あたり 1 万円以内で支払われます。

その他の負担はどうでしょうか。網羅的にみることはできませんが、たとえば守秘義務があります。裁判員はその職務で経験したことについて、とくに公開の法廷で経験したこと以外については守秘義務が課されます。しかし、この守秘義務がひじょうに厳しく、かつ、どの範囲で守秘義務が課されているのかがわかりにくいという問題があります。この守秘義務によって、裁判員の経験が他の人と共有されないとか、経験をわかちあう場がない、制度運用について専門家がしっかり検証できない、といったことが、制度への関心低下につながっている。あるいは、出席率の顕著な低下にみられるように、裁判への関心が高まらない原因になっているのではないか、という指摘があります。

守秘義務についてはこの後にも話が出てくるかもしれませんが、裁判員法 108 条には、守秘義務違反の詳細な規定があります。ただ、公開の法廷で見聞きしたことに守秘義務はありませんので、経験をどんどん共有していただいて良いと思いますし、後半で、経験者の方から話を聞いていただければと思います。ただ、どこまでが秘密なのかが裁判員にはなかなかわかりにくいことがあり、これが制度への関心が高まらなかったり、辞退が増えたりすることにつながっているのではないかと、個人的には考えているところです。

こうした問題はありますが、裁判員裁判が始まったことにより、日本の刑事司法は、大きく良い方向に変わったのではないかと考えています。どのような良い影響があったのかについては、この後のお話を聞いていただければと思います。

裁判員制度については、さまざまなところから情報を得ることができますので、ぜひご覧いただき、さらに理解を深めていただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

第 1 部の内容は下記リンクから動画でご覧いただくことができます。

ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｙｏｕｔｕｂｅ．ｃｏｍ／watch?v=gXuQ5nw4FA4

第２部

「裁判員、あなたが裁判官を変える！」
講師：村山浩昭氏（元大阪高裁判事・東京弁護士会）

今日は元裁判官の村山さんを、東京からお招きしました。村山さんは、裁判官を 40 年近くされた後、昨年退官されました。袴田事件といって死刑が確定した袴田さんの再審開始決定をした裁判長として、拘置されていた袴田さんの身柄釈放を命じた方です。裁判長として多くの裁判をされてきた経験からお話を聞きたいと思います。

ただいまご紹介に預かりました村山浩昭です。私は昨年 12 月まで裁判官をしていました。裁判員との関係では、ACT の皆さんが裁判員の聞き取りや積極的な提言をされていることは、在職中から存じ上げていました。最後は大阪高裁でしたので、ACT の活動は気にしていましたし、退官したら一度は会合にも出てみたいと思っていたところ、声をかけていただき、今日はここに参りました。

裁判員制度は、先ほどお話があったように、平成 21 年５月から実施されました。もう１３年になります。私自身が裁判員制度に関わったのは、21 年の制度開始当時から５年間です。それ以降は高裁の裁判長になったり所長になったりしましたので、直接裁判員裁判には携わっていません。そのため､実体験として語れるのは、制度開始後の５年間です。それ以後は、控訴審の記録を見て、おそらくこうだろうなということや、後輩から聞いたことです。裁判員制度については、裁判所内部でもいろんな検討がなされています｡刑事裁判官の中では、裁判員裁判をどのように発展させていくかはひじょうに大きな課題として協議してきましたので、それらも含めてお話ししたいと思います。

先ほど、笹倉先生から、刑事裁判や裁判員裁判の基本的な枠組み、ルールについてお話がありました。私は、裁判員裁判の、主に評議の関係でお話を進めていきたいと思います。

私も試行錯誤で５年間やりましたが、当初に比べて今はずいぶん進化していると思います。もちろん、現状はまだ発展途上ではあります。文字通りの進化と、深化の最中かと思います。

最初は､裁判員裁判で､裁判員の方と評議をするとなった時に、話をちゃんと聞けばいいんだとか、忌憚のない発言をしてもらえばいいという、それはその通りなのですが、方法論がないままにやっていました。下手をすると井戸端会議になりかねないという危機感を、模擬裁判の時に感じていました。裁判員裁判に対する一定のスキルや、人間の行動の理解、裁判員とともに議論するということ自体が簡単なことではない。人と人のコミュニケーションだからです。裁判官同士は常日頃から同じ部屋で過ごしますが、裁判員はその時だけなんですよね。人間関係の濃さが全く違います。それから、裁判は、裁判官にとっては言ってみれば日常的な仕事ですが、裁判員にとっては一生に一度の経験かもしれない。そういうギャップがあります。そういうものを含めて、議論するためのプラットフォームを作って行かなければならないということは、初めから感じていました。社会学、心理学やコミュニケーション論の研究者の先生方と研究会をやってきた記憶があります。その中で、裁判員と裁判官の評議で大事なことは何か。私なりに大事にしたことがいくつかありましたので、お話ししたいと思います。

評議の目的とルール

まず、評議では目的をはっきりさせることが大事だと思います。裁判員として裁判所に来ていただいている以上、目的は結論を出すことです。つまり、被告人とされている人が、本当に検察官がいうような犯罪を行ったのかどうかを、証拠の上できちんと確認できるのかということと、もしそうだとすれば、どの程度の処罰にするのかを､みんなで話し合って結論を出す。結論を出す以上、一人一人の発言に責任を伴います。裁判員の方にそういう説明をすると､｢いやあ､重い｣ とおっしゃるんですが、そういう気持ちで取り組んでいただかないと、人の一生がかかっていることですので、このことははっきり言わなくちゃいけないと思いました。

それから、評議のルールです。構成員は裁判官、裁判員にかかわらず同じ一票です。発言についても、特に制約はありません。確かに法律的な概念や条文がどうなっているかという説明は裁判官がするのですが、その説明の内容と結論を出すための議論の部分ははっきりと分けなくてはいけません。また、公平な意見表明、評決というのは、そんなに簡単ではありません。たとえば裁判官

が最初に意見を話してしまうと、裁判員の皆さんが違う意見を出せるかというと難しいです。意見表明の順番も大事です。1 人ずつ、あなたはどうですかと聞いていくのも、問題です。いろんな研究者の意見を聞きましたが、付箋紙法と言って、付箋紙を渡しておいて、そこに意見を書いてもらって一、二の三で同時に貼ってもらう。評決の時も、有罪か無罪かを書いてもらって、準備した上で一斉に貼ってもらう。そうすると、誰がどっちの結論を出したかに左右されずに、自分の結論を、まず書いてから貼る。それが大事だと考えて、平等ということにこだわって苦労したつもりです。

発言の順番なども考えていました。何か疑問があれば丁寧に説明はしました。簡単にいうと、裁判員の方が納得するまで何度でも説明する。他の裁判員の方はもういいよという顔をされるのだけど、1 人でも引っ掛かることがあれば、何度でも元に戻って説明することが必要なんだろうと思っていました。

また、雰囲気の問題も軽視できませんでした。話しやすいか、話しにくいか。口頭での発言については、雰囲気というのは大きな要素です。そのためには、日常的な会話も裁判員の方同士でされるような和やかな雰囲気。あえて違う意見が言える雰囲気が大事だと思っていました。ちょっと違う意見を述べておられたり、日常的な話でもちょっと違うことをお話しされている場合でも、みんながそれに耳を傾ける雰囲気を大事にしていました。裁判体、裁判官三人でそういうことを大事にしていたつもりです。

その上で、私がどういう評議をする裁判体をめざしたかについてお話しします。

裁判員との真の協働をめざして

裁判所で、裁判官はいかにすれば裁判員と協働できるのか。真の協働とは何かという議論をずいぶんやってきました。いろんな研究報告もなされています。これは、裁判員裁判員の一番大事な所なんだと思います。笹倉先生の話にもありましたが、裁判員裁判で何を決めるかというと、有罪か無罪かと、有罪だったら刑を決めます。

裁判員法の 6 条では、「事実の認定と法令の適用、刑の量定は裁判官と裁判員の合議による」と決まっています。被告人が A さんの胸を刺したかどうか。これが事実の認定です。そして、その事実が殺人罪にあたるのか。場合によっては正当防衛ではないのか。これが法令の適用に該当します。それから、殺人罪は殺人罪なんだけれども、懲役 15 年なのか、懲役 3 年執行猶予 5 年間なのかというのが刑の量定です。これも合議によって決まる。

ここで、それぞれの意見が真に流通するかどうかは、先ほどお話ししたように意見表明の順序やみんなの気づきを 1 つのボードに集めていくことが大事だと思っているのですが、そういうことができるかどうか。協議事項か、説明事項かを裁判官がちゃんとわきまえているかどうかなんです。説明事項はきちんと説明しないといけ

ないのですが、説明事項の中に、本来的には協議事項であるものが紛れ込んでいないか。一定の結論を示唆するような説明になっていないか。裁判官が無意識のうちにやっている場合もあります。好意から、「この辺まで説明した方がいいかな」ということで説明すると、オーバーランしていて、事件について一定の結論を導くような説明をしている可能性がある。そこを峻別しなくてはいけないのです。

では、裁判員から見るとどうか。裁判員として裁判員裁判に加わっていただく以上、主体的な判断が求められます。お互いに裁判の結論を左右する構成員。１人の主体的な判断者としてお互いを見ているか。意見の扱い方や述べ方にも影響しますし、場合によっては説明の仕方にも影響を及ぼします。

裁判員の声で気づいたこと

裁判員裁判を終わったあとに、裁判員を一緒にやっていただいた方から感想を聞いたりアンケートをいただいたりしていました。担当した事件はもちろん、それ以外の事件についても、生のデータは見られませんが、結果をよく見ていました。「裁判官にいろいろ教えていただいて、ひじょうにわかりやすかった」という感想が初期の頃は多かったのですが、私はそれではダメだと思いました。裁判官が教えるのではないのです。「裁判官と一緒に結論を出すために、十分話し合いができました」という感想をいただけると大変嬉しかった。前者と後者の質は、全然違います。後者になることをめざしていろいろやってきました。

裁判官同士でも学ぶことはあります。経験値からすると裁判長が一番経験値が高いわけですが、常に裁判長が正しいわけではありません。陪席裁判官が正しい場合もあります。それと同じように、裁判員の方の多様な知識、経験が評議に生きてくる。それが、評議の中でわかるようになれば、裁判員の方もやりがいを感じるのではないかと思うのです。私も、５年間ちょっと、本当はもっと続けたかったのですが、その中でいろんな評議を経験しました。

正直にいうと、あの事件の評議はもっとこうすればよかったと反省もあります。よく議論したなと思うものもあります。今思うと、雑談の時に話した内容が結論を決めちゃったかな、ということもありました。要するに、無意識のうちに話していることが、評議よりも、最終的な結論に寄与していたかもしれない。それは目に見えないリスクかなと思っていました。

想い出に残っているものをいくつか披露して、この後のトークセッションに繋げたいと思います。守秘義務との関係で詳らかにはできないのですが事例をお話しします。

ある殺人未遂事件で、動機の分からない、いわゆる無差別殺人の類の事件があったと思ってください。どうも信仰上の問題が関係しているらしいところまでは分かったとして、それ以上が分からないときに、ある裁判員の方が、「信仰上の問題でこういう状況になると、こんな心理になるんじゃないか」というようなことを言われて、他の人はそういうことは考えていなかったので、なるほどとなる。１人の経験値、経験則が皆で共有されることで、被告人の動機や心情の理解に寄与したと言えましょう。

もう１例。ナイフを用いた殺人未遂事件。被告人は相手から暴行を受けたのでナイフで刺したという正当防衛を主張していると考えてください。被害者の供述もあるが、客観的に証拠として防犯ビデオがある。その防犯ビデオを見ていて、ある裁判員が、「ここちょっと大きくならないですか」と言い出す。咄嗟にやったという割には、ちゃんとナイフを握っていたことを指摘したので、皆で防犯ビデオをスローにして何十回も見る。そうするうちに、殴られる当初から被告人はナイフを握っていたのが写っていることに気付く。普通のスピードで見ただけではとてもわからなかったのが、一人の裁判員の注意喚起によって、じっくり見て、事実をより正確に把握できるようになった。裁判員の声がなければ気づくことはできませんでした。

それから、裁判員裁判になってから、保護観察付き執行猶予が増えました。裁判官裁判の時には、執行猶予の時に保護観察をつけることは、そんなに多くはなかったんです。本当に、公的な指導がどうしても必要だという人と、あとは実刑か執行猶予かギリギリの判断の時くらいでした。保護観察がつくと次はない状態になりますので、例外的な場合に考えていたのですが、裁判員裁判では、比較的軽微な事件、強制わいせつ致傷と言って、ちょっと痴漢まがいのことをやっているうちに相手が怪我をしてしまったとか、コンビニの強盗致傷、強盗傷人などで、前科のない若者が被告人になったような場合に保護観察付き執行猶予になった例が、裁判官裁判と比べて有意に増えています。私もそういう経験をしました。事案としては犯情のよくないものだったのですが、被告

人が反省しているのはよくわかる。更生の材料もそれなりにあった。評議で、やったことは悪いよねという前提なのですが。被告人は反省しているし、支援者がバックアップする態勢もある。それは疑う余地はないので信用できるが、やったことは悪い、と揺れてしまった。執行猶予にするかどうか、という時に、1 人の方が意を決して、「本当に彼を信じられるのなら、彼を刑務所に行かせる必要があるのでしょうか」と言いました。評議で色々話した後に、「彼の更生意欲や反省の情に疑いないなら、彼を刑務所に行かせるかどうか、みなさんどう思いますか」と発言された。真摯な問いかけでした。評議の中では、市民の価値観、人生観が反映するんです。そういうもののぶつけ合いの中で結論が出るのだと思います。そういうことがあって、裁判官どうしの議論だとこうならなかったかもしれない、という気づきの経験もありました。

市民の価値観、人生観が判決に反映する

やはり裁判官どうしで話をするよりも、裁判員との評議のなかで、一見すると「あれ？」という意見も出るのですが、それが裾野を広げていくことがありました。いろんな可能性を考えながら判断することができた。

それから、直接担当した事件ではないですが、共同正犯、共犯と言っても同じ責任ではない、幇助犯、「助けただけ」だと認定した例も、裁判員裁判官では結構あります。殺人事件の実行行為に近いようなことをやっている人でも幇助犯になっているし、長期にわたって監禁している事件で、監視カメラで日中、1 日の 3 分の 1、8 時間くらいを監視していた、監禁を監督監視していた監禁罪にとって重要な役割を果たしているのですが、これが幇助犯になったこともありました。主犯のボスがいて、被告人はボスに逆らえない状態で犯罪をした。逆らえないと言っても自由意志を抑圧しているわけではないのだけれど、いつの間にかそういう関係になっていた。これを正犯というのは忍びないということで検察官の求刑より、相当刑を下げた。裁判員の叡智が結集している例だと思います。量刑の理由を読むと、評議でこういう話をされたのだろうなということがわかるんです。実質的に、多角的に、裁判官と裁判員が議論できた事件だったのかなと思います。

裁判員制度はご批判もあると思いますが、裁判員制度が始まってから、日本の刑事司法が良い方に動いてきたのは間違いないと思います。この制度を廃止したり、後退させると、刑事司法が良くなることはまず考えにくいです。より良くするために、より多くのみなさんに参加していただけるように、日々改善の努力をしていかなければならないと思っています。今は裁判所を離れて弁護士をしていますが、在野としても、その努力を重ねていきたいと思っています。今日ここに来たのも、その努力の一つだと思っています。ご清聴ありがとうございました。

第３部

「トークセッション」
村山浩昭氏＋裁判員経験者

明賀　第３部は、村山さんと裁判員経験者で意見交換をしていきたいと思います。進行は、裁判員 ACT のメンバーで弁護士の明賀が担当します。まず、第２部の村山さんのお話の感想と、自己紹介を含めて、どのような裁判を担当したかについてお話しください。

かおる　裁判員経験者のかおると言います。村山さんのお話で印象的だったことが２つあります。１つは、井戸端会議が評議になってはいけないということです。私の時は昼食を裁判官と一緒に食べていたのですが、その和やかな雰囲気と評議の場は区別されなければいけないのだな。和やかな雰囲気を持ち込みすぎてもダメなんだなということを感じました。担当した裁判の評議はそのようにできていたかどうか、思い出しながら聞いていました。

２つ目は、裁判員の経験や気づきが判決を左右したというお話です。そういう点で、裁判員が気づけるかどうか、知識を持っているかどうかは被告人の一生を左右します。その裁判に必要である、知識や経験を持っている裁判員が選ばれたこともすごいなと思いました。お話を聴いて裁判員制度の重要さを改めて実感した気がします。

私が担当した裁判は、清掃会社に勤務していた被告人が、同僚の女性をペティナイフで数回刺して、殺害しようとした事件で、被害者は全治２週間の怪我を負ったという事件です。本日はよろしくお願いいたします。

明賀　かおるさんが裁判を担当した時は大学在学中で、20 歳でした。来年からは 18 歳から裁判員候補者になりますが、かおるさんの経験は参考になると思います。

佐藤　皆さんこんにちは。佐藤恵と申します。かおるさんと重なりますが、井戸端会議になってはいけないというお話が印象に残りました。私の場合は、なかなか話が進まなかったので、わちゃわちゃなっても難しいけれど、どうやってみんなの意見を引き出すかというのは大事なところなのだろうと思いながらお話を聞かせていただきました。

私の担当した裁判は、２年ほど前に大阪であった、生後７ヶ月の娘さんを、お母さんが、マンションの踊り場から２回落として殺害するという事件でした。今日はよろしくお願いします。

明賀　佐藤さんが担当された裁判の被告人は知的障害があったのですね。

佐藤　そうです。被告人は中度の知的障害がありました。

明賀　佐藤さんは支援学校の教員をしておられて、そのことが裁判に生かされたということですが、被告人を取り巻く環境について少しご説明いただけますか。

佐藤　被告人の家庭には、被害児の他に３人の兄姉がいて、亡くなった子どもを入れて４人きょうだいでした。きょうだいの１人は知的な障害、もう１人は障害はないけれど学校に行けていない、１人は身体と知的の障害があり、家族全体がしんどい状況でした。かつ、夫は育児に参画してくれなくて、被告人の姑さん、義母は協力はしてくれないのだけれど、お金を握っていたので、被告人は一時預かりを利用いたいとか、ちょっと子供と離れたいと思っても姑さんに反対されてなかなかリフレッシュできない状況でした。その結果育児ノイローゼになり、子供を殺してしまったという経緯がありました。

裁判員を迎えるために裁判所が取り組んだこと

明賀　深刻な状況の中での事件だったのですね。ここから、裁判員経験者と村山さんから話を聞いていきます。その前に村山さん、裁判員制度が始まって 13 年になりますが、裁判所も司法参加で市民と一緒に裁判をやるという経験がなかったので、一人ひとりの裁判官だけでなく、裁判所全体でどうしたらいいのだろうと協議したと聞いています。裁判員裁判を始めるにあたって、裁判所としてどんなことをしたのですか。

村山　協議というより、実践ですよね。あの頃は模擬裁判を全国的に一生懸命やっていました。模擬裁判、模擬評議をやって、それを他の裁判官が見る。そして、その模擬裁判をいくつかの項目で評価して、こてんぱんにやっつけるという恐ろしい反省会をするということを、毎月やっていました。評議についてはいろんな意見が出ました。まだ最初の段階でしたので、教室型評議、つまり、裁判官が裁判員役の人から質問を受けて一人ひとりに答えてしまうと、「これは評議じゃない」ということを、

さんざん言われました。それはとても良かったと思います。

刑事裁判官にとっては、評議をするというのは新しい出来事でした。考えてみてください。裁判官はいつも壇上にいます。裁判官室ではフラットですが、部長と右陪席と左陪席は経験年数がぜんぜん違いますから、発言力に差があります。そんな世界で生きていますので、同一平面上でフラットな場で話をするというのは、あまりない。民事の裁判官は、和解手続といって当事者に来ていただいて「この事件はこのように解決した方がいいんじゃないか」と説得することがあります。その意味では刑事をずっとやってきた裁判官にとって、メンタリティというか、そういう場に慣れるために、模擬裁判を多くやることが必要だったんだろうと思います。全国であれだけの模擬裁判を組織したのは、当時の最高裁が指揮したのですが、先見の明があったと思います。あの経験を経なければ、どんな運営になったのか。お寒いものになっていたかもしれません。

裁判官は、他の裁判官がどのようにやっているかはあまり知らないんです。他の裁判官の裁判を傍聴に行かないという不文律のようなものがあります。私も、出張など他の裁判所では他の裁判を見ても、同じ庁内の裁判には行きにくいです。ところが、模擬裁判ではお互いに見て、どのようにやっているかがわかる。他の裁判官の工夫もわかるし、これは反面教師だなと思うこともありました。本来的にはそういう営みは大事なことで、初めだけでなく、その後も続けていかなくてはいけなかったのだろうと思います。現状でもやっているところもあると思います。

裁判員に選ばれた時

明賀　ありがとうございます。それでは、裁判員に選ばれた時にどのようなことに気をつけていたか、経験者からお話しいただきたいと思います。今日は裁判員制度についてよく知らない人もおられますし、11 月 15 日、最高裁から来年の候補者になった通知を受け取った方もおられますので、裁判員の通知が来た、裁判所に呼び出された時のことについてもお聞きしたいと思います。

佐藤　通知が来た時、私はやる気がありました。さきほどお話したように、私は支援学校で社会科を教えていますが、そこで裁判員裁判も扱いますので、これは勉強になるなと思って前向きな気持ちでした。ただ、裁判でどんな事件を担当するかは、実際に裁判所に行ってからしかわからないんです。そこで初めて裁判の内容を知った時に、精神的にきついかもしれないので辞退したいと迷いました。当時、私の子どもがちょうど７ヵ月で、母親としてメンタルがやられてしまうかもしれないと悩みました。辞退はせず、くじで裁判員に選ばれたのですが、あまり深入りというか、被害者をイメージしたり、考えすぎないように気をつけました。

かおる　「学生だから大した発言はできない」とは思われたくなかったので、次の２つのことを気を付けていました。１つ目は、質問に対してずれた回答をしないようにすることです。ずれていても、皆さんしっかり聞いてくださるのですが、自分が思っている意見をうまく伝えられず、流されるというのは避けたかったですし、そのようなことになるのは裁判員の務めを果たしていないようで、勿体ない気がしていました。２つめは、法廷でしっかりメモを取ることです。メモをしたことで、「共有したいこと」や、「まだ評議に上がっていないですが、あげたほうが良いと思う事項」について、評議にあげられるようにしようと考えていました。

法廷で審理に立ち会う

明賀　実際に裁判員として法廷に立った時、審理に立ち会って、どのように感じましたか。

かおる　審理については、内容等分かりやすかったと感じました。被告人は罪を認めていたのも、分かりやすいと感じた一つの理由かもしれません。難しい言葉も、弁護士がわかりやすく説明してくださいました。

また、証拠調べについては、殺人未遂の事件でしたので、使用されたナイフを見ることになると思っていたのですが、実際に使用されたナイフではなく、使用されたものと全く同じ型の新品のナイフが提示されました。実物を見ていたら精神的にきつかったかもしれないので、そこは良かったと感じています。

佐藤　良かったのは、イラストや写真など視覚的な資料がわかりやすかったことです。専門家の客観的な話もあったので、考えや視野が広がったと思います。

ただ、難しかったのは、被告人に知的障害があったことです。どうしても裁判では話が難しくて、専門用語も出てくるので、判決文もそうですが、被告人本人は、ぽかんとして聞いているように見えました。そこは、一定の配慮があってもいいと思いました。被告人は、証人尋問にも答えられていないような状況でしたので、そこが難しいと思いました。

明賀　知的障害を持つ人もそうですが、そうでなくても、当事者に裁判の内容がわかるかというと難しいです。以前よりわかりやすくなったとはいえ、弁護人として弁護する時も疑問に感じることがあります。

今日はもう一人、裁判員経験者にご参加いただいています。これまでの裁判員裁判でいちばん長い、姫路で207日間行われた裁判を体験された永井綾子さんです。長い裁判で感じられたことはたくさんあると思いますが、とくに印象に残ったことを教えてください。

永井　きわめて特殊な経験をしたと思います。皆さんのお話を聞いて、そうだそうだと納得していました。私の担当した裁判は長すぎるので、話し合いをしないと先に進めない。みんなの意見を１つ１つ聞かなければ解決できないという連続でした。日替わりで毎日たくさんの証人が来て、いろんな話を聞いていると、だんだんわからなくなってきます。裁判官も同じように、日替わりの対応が大変だったと思います。最後まで協働作業をやり通す、ゴールをめざしてがんばろうという日々だったと思います。

明賀　207日というのはたいへんな体験だったと思います。村山さん、３人の経験者の話を聞いていかがですか。

被告人に判決文が伝わっていない？

村山　いくつかコメントしたいと思います。

まず、証拠物について実際のものでなく同じ型のものを見たということですね。これは刺激証拠と言われていて、大きな問題です。検察官は生の証拠を見るべきだ、それが事実なのだからという主張です。裁判所はなるべく刺激証拠は避けようとすることが、今も続いていると思います。諸外国では生の証拠を見ているという話も聞きますが、そうすると、相当程度精神的な衝撃を受ける可能性があります。そこで現状では、裁判員の負担をかけないようにと、かたくなに守っているところがあると思います。ただ、どうしても生の証拠を見ないと心証が取れないこともあります。こういう場合はやはり、見ることになります。その時は、裁判員の選任の段階で、こういう事件でこういう証拠が出てきそうですが、皆さんどうでしょうかという問いかけをすることになっていると思います。

次に、佐藤さんがお話しされていた、被告人が、話の内容をわからないのではないかということです。質問に対して答えられていなかったということですが、これは大きな問題です。手続全体を被告人がわかるというのは、ふつうの人でも難しいので、そこはある程度ご容赦いただきたいと思うのですが、今、現に何が行われているかを、被告人にわかってもらいながら手続を進めるのが大事なことだと思います。まして、質問の意味がわからないというのは、これは問題です。

判決文がわからないというのは、裁判官に責任があります。判決の文体には、一定の格調などあって、安易に平易な言葉だけで書くことは難しいのですが、私は、そういう問題が起きそうな時は、判決の正本、原本とは別に判決要旨を作って、ここは被告人にわかってほしいと思うところは、平仮名書きですむような文章にして渡していました。そういう努力は必要だと思います。被告人に全部わかってもらうことは難しいし、責任能力を争うような事件、とくに認知能力が問題になるような時は難しいのですが、最低限、今、何が問題になっているか。たとえば証人尋問で、何の証人なのかがわかるくらいの認識がもてるようなフォローをして、「次はこういう証人ですよ。明日はあなたが刺したかどうかを確かめるために、見ていた人の話を聞くんですよ」と言ってあげたり、被告人がわかるような質問にしないとまずいと思います。

それから、長期裁判はほんとうにおつかれさまでした。207日もやると、戦友ですよね。１つの目標があったから乗り切れたというのはおっしゃる通りだと思います。このような経験をぜひ語っていただいて、長期裁判が良いかどうかも含めて建設的な意見をいただければいいと思います。

明賀　次に、評議室での評議の感想を聞いていきます。これは、外から見ていてもわからないところですので、裁判員経験者としてどのような感想を持っているのか、話していただきたいと思います。

より良い評議のために

かおる　裁判員と裁判官、全員が納得するような結論にすることは難しいと思うのですが、裁判員が時間をかけて評議したことが活かされたのかわからないという気持ちや雰囲気になるのは、評議が足りなかったのかもしれないな、と感じました。

明賀　実際に、評議が足りないという感想を持ったのですか。

かおる　最後の結論で、裁判官の意見に丸め込まれたような……。そう感じるのは、評議が足りなかったからな

のかな、と思います。

佐藤　障害の程度がどれくらい殺人に影響しているのかが、わからなかったんです。それは裁判官も同じだったと思います。そのため、評議がなかなか進まない印象でした。それから、裁判官と裁判員が同じ立場ということはわかっているのですが、やはり裁判官のリアクションから、「あ、私が間違っているのかな」と思ってしまうことがありました。その意味で、裁判官、裁判長の進め方や話の聞き方はとても大事なんだろうと思います。

村山　たいへん耳の痛いご意見です。丸め込まれたというのは、率直かつ痛烈な批判と受け止めたいと思います。それはやっちゃいけないことです。とくに結論のところでというのは、いちばんまずい。今まで議論してきたことが活きているかというのは、私はいつも、意見が割れたときに、「少数意見の人が反映されていないと思う人もいるのですが、その意見もふまえた結論だとおわかりいただきたい」と話していました。判決の中で、反対意見をふまえた結論であると書けないかと考えていました。量刑の理由は書きやすいので、できたかなと思います。

裁判官の受け止めるリアクション、はそうですね。裁判員の意見に「う～ん、そうだ」と大きく頷いたり、首をかしげたりすると、裁判員の方はよく見ておられます。裁判体でそういうことはやめようと気をつけないと、止まらないです。裁判長だけが気をつけていてもだめです。

いろんな見方があって、いろんな意見がある。まずはきちんと述べてもらってからでないと、それがどういうものかは評価できない。そこを前提として徹底しないといけません。裁判官からみると争点にドンピシャだと個人的に思う意見もあるし、裁判官３人とも、「そこなんですよ」ということもありますが、それを言ってはおしまいです。評議の中で、見方として証拠に合っていますねと、みんなで確認していかないといけない。裁判官のリアクションについては今後も考えないといけません。いろんな意見が出た時に、みんなで議論するために、まずは場に載せていくという度量と、時間的な余裕が必要だと思います。

裁判員同士が「わかちあえた」体験

明賀　評議以外の場の雑談などで印象に残ったことや、裁判官３人の態度や発言について、他に印象に残ったことはありますか。

かおる　裁判の途中で、被告人には殺人の前科があることがわかり、「怖い」と感じたことは、印象に残っています。ただ、他の女性の裁判員の方と、「怖いですね」と話をすることで、わかちあうことができたというのは、心の支えになりました。また、裁判官については、お昼ごはんを一緒に食べたり、雑談をしたりして、裁判員と

の距離を縮めようと配慮してくださっていたのは印象に残っています。

佐藤　評議以外の時間には、裁判官は趣味の話をするなど、場を和ませようとしてくれていました。そこは気を使ってくださっていました。

印象に残っているのは、子育て中の裁判官の方が、時折、「大丈夫ですか」と声をかけてくださったことです。私は子どもを一時保育に預けてから裁判所に行き、評議が終わればすぐに迎えに行くという毎日でしたので、延長して評議するのは無理でした。ただ、話が盛り上がると、あと少しがんばりましょうとなることもあって、言いづらかったのですが、裁判官が「5 時に終わりましょう。お迎え間に合いますか」と言ってくれたのは、嬉しかったです。

永井　長すぎたので、裁判員の中で気の合う人とそうでない人と分かれていたと思います。ずっとその部屋にいたい人と外に出たい人も分かれた。最終的には２つか３つのグループになりました。評議に持ち込まないようにはしていましたが、グループの中で話していることもあるので、全体で仲良くというのはできなかったと思います。評議でないところで、個人的に食事に行った時に話すこともあります。長いと、お互いの家族構成までわかる話もしていたので、終わった今もつながっている人と、それきりの人と、分かれているのは、長かったからかなと思います。

裁判を経験して伝えたいこと

明賀　後半は、裁判員裁判の問題点や、裁判所に与えた影響について考えていきます。実際に裁判員を体験されて、ここが良かった、ここは変えてほしいということはありますか。

かおる　私が裁判員を担当した時は学生でしたが、社会人になった今考えてみると、学生で経験したのは「早かったかもしれない、未熟だったかもしれない」と思うことも少しあります。でも、私でも意見を出しやすい雰囲気で評議をしてくださったのは良かったと感じています。

それから、評議の途中で模擬評決をしました。裁判員の票については、誰がどこに投票したのかはわからないのですが、裁判官の票は、どこに投票したか発表してくださいます。裁判官の票が分かるということは、どういう評決をしてよいのかわからない裁判員は、裁判官の意見に、流されてしまうではないかと思いました。そこは、考えるべきことなのかなと思います。

佐藤　良かったことは、自分ごととして、物事を見る習慣がついたことです。この事件をテレビニュースで知った時、私は、「ほんまサイアクやなあ。こんなん厳罰やわ」と言っていた側なんです。でも、実際に裁判に参加して、背景や経緯を知ったことで、自分ごととしてしっかり考えられるようになりました。ニュースでわかる情報でだけで加害者をジャッジすることはなくなったと思います。

私の裁判は、被告人が知的障害という難しさがありましたが、いろんな方が裁判を受ける可能性があるので、専門的な知識や研修の機会があってもいいのかなと思います。

裁判員裁判は、みんなが他人事でなく自分ごとで考えるというのがいちばん良いことだと思いますが、あまり知られていないことが問題だと思います。守秘義務があって、裁判員に選ばれたことも言ってはいけない。何も話せないという誤解があると思うので、今日のような場をもっと増やして知らせていくことで、参加率も上がるきっかけになると思います。

村山　「分かち合える評議」というのは魅力的ですね。標語に使いたいです。

制度上いろんな問題があるのはおっしゃっていた通りです。守秘義務が大きな制約になっているのは制度の問題でもありますが、運用の問題でもあり、事実上どこまでなら問題ないのかということにつながっていると思います。私自身もそうなんですが、ちょっと怖がりすぎているかなと思います。それが裁判員裁判、制度を広める大きな障害になっていることは否定できません。

模擬評決については、やり方はいろいろあって難しいのですが、たしかに、裁判官の意見をみて答えあわせしていくようになることはひじょうに問題です。フラットに意見を出してもらい、第一印象を聞くのは悪いことじゃないと思うのですが、それがあとを拘束することが問題なんだろうと思います。模擬評決をするかは今後の議論ですが、そういう懸念があるということを、裁判官が十分わかった上で、やるかやらないかを決めることが重要だろうと思います。

明賀　守秘義務については、当初裁判所はかなり厳しく考えていて、実際になかなか話ができなかい状況が続いていたと思います。しかし、３，４年前から裁判所は動いてきていると思います。「あなたの貴重な経験をぜひ話してください」というチラシを、裁判員の方に渡して、できるだけ話してもらおうという姿勢になりました。た

だ、実際に話そうとすると守秘義務の壁が高いため、経験者の話が聞ける機会はまだ少ないです。

今日の村山さんのお話のテーマが「裁判員、あなたが裁判官を変える！」でした。これまでの話をふまえて、裁判員裁判が裁判官や裁判所に与えた影響について、村山さんからお願いします。

裁判官や裁判所は変わったのか

村山　刑事裁判に一般市民が登場するのは、証人として法廷に来ていただくことは前からありましたが、判断する側ではなかったんです。検察審査会がありますが、裁判ではありません。裁判所に市民の方をお迎えするということ自体が衝撃だったと思います。これからは、裁判官や検察官、弁護人という法曹の話し方では通用しないという意識をもって臨んだのが、平成 21 年です。

物的設備も、ずいぶん見直しました。裁判員の方がみえた時に、トイレが足りない。とくに地方にいくと、女子トイレが少ない。評議室は狭いながらも確保しましたが、それ以外にも目に見えない変革を迫られましたし、一般職員が裁判員や候補者が見えた時の応対、接遇の問題も、かなりやりました。裁判自体のやり方も、相当変わったことは間違いありません。市民の方がわかる裁判。目で見て、聞いて裁判をする。それは当たり前と思われるかもしれませんが、以前の裁判は、捜査段階で作った供述調書や捜査報告書などの証拠書類がどんと来て、それを読んで判決を書く。そういう裁判が多かったのが一変しました。その良さを引き継いでいかないといけません。

明賀　私も弁護人として刑事裁判を担当することがありますが、裁判員裁判以前は、刑事裁判といっても裁判官に話しかけるというより、壁に向かって話しているような感じでした。裁判員裁判になってからは、大きな変化があったと実感します。裁判員が反応してくれるので、この場でいろいろ話していることが結論を左右するということが実感できる裁判になったという印象を持っています。

市民が裁判に参加する権利が裁判員裁判で生じたわけですが、そのことについてはどうでしょう。

かおる　裁判に参加できる権利というのは、単純ですが「すごいことだなあ」と実感しています。裁判官だけで判決をする方がおそらく早いだろうし、裁判員がいることは裁判所の監視にもなるので、裁判所職員にもかなり負担になるように思いますが、それでもこの制度が廃止にならず、続いているというのは、思い返してみてもすごいことだと思います。

村山　裁判所は、経験された方の声をもっと幅広く聞くべきだと思いました。経験者の声を聞く中で今後どのように運用していくか協議していくシステムを強化していく必要があります。3 人の方の経験談はとても刺激的なものでした。ありがとうございました。

質疑応答

明賀　村山さん、かおるさん、佐藤さん、永井さん、ありがとうございました。ここからは質疑応答に移ります。

質問　裁判において事実の認定ははっきりするけれども、法令の適用や量刑は裁判官だけでは難しいところが多々あり、裁判員の存在が大きいことがわかった気がします。その上で村山さんに質問ですが、2009 年の制度開始当時、刑事事件の処理が追いつかず、スピード化が必要という話を聞いたように思います。それが導入の動機だったならスピード化されたことで何か問題が起きていないのでしょうか。

村山　私の知る限り、スピード化のために裁判員制度を導入したのではないという認識です。むしろ逆で、裁判員制度を導入すればスピード化ははかれません。先進国といわれる国で市民が刑事裁判に市民が参加していないのは数えるほどになってしまって、日本はそのうちの 1 つでした。そういう国際的な状況の問題と、これまで、刑事裁判を改革するためにいろんな試みがなされてきたのですが、どうしても抜本的に解決できない。それは検察の圧力、検察の力が強いということがあるのですが、これを変えるためには、裁判のやり方を根本的に変えないと難しいということから、裁判員制度の導入が決まったと思います。裁判所は、裁判員制度を導入するかなり前から、陪審や参審の研究をしていました。そういう議論の蓄積の結果という認識です。

質問　私は、時間や物理的なことは大丈夫なのですが、責任の重さを考えると 、興味本位で裁判員を引き受けてはいけないと思っています。先月 70 歳になったので、辞退するだろうなと思います。裁判員経験者の皆さんは、どう思われますか。

かおる　ほんとうに申し訳ないのですが、私は責任の重さはあまり考えずに参加しました。いろんなところでお話をさせていただいて、責任の重さについてご質問いただくこともあるのですが、こういうご質問をいただく方ほど、深く真剣に裁判員制度のことを考えていらっしゃ

る方だと思います。そういう方は裁判員裁判に参加することになっても真剣に考え、貢献される方だと感じますので、選ばれたらぜひ参加していただきたいと思います。

永井　私の参加した裁判の裁判長が、「これまでいちばん高齢の裁判員は、90 歳だった」とおっしゃっていました。その方がいらっしゃったおかげで、昔のことや地域のことがわかったり、その方のご経験から深い話が聞けて良かったと話しておられました。

質問　村山さんから、評議がうまくできた時と、できなかった時があったというお話がありましたが、そこには何が影響したのでしょうか。

村山　評議がうまくいった、うまくいかないということについて、私の基準は、判決を言い渡す時に、本当に納得してくれているかどうかです。それは背中で感じるんです。みんなが背中を押してくれる時は評議が充実している。ちょっと不十分だったかな、もうちょっとこのへんを議論するべきだったかなということが残る時はうまくいかなったと捉えていました。

質問　雑談の内容が評議に影響したというお話がありましたが、どういったことだったのですか。

村山　評議をしていて、急に皆さんの意見が変わったと感じることがありました。あとで聞くと、「実はトイレで裁判員から質問をされてこういう話をした」と。ここはどうなんですかと聞かれて説明する時に、裁判官がオーバーランしてしまうんですね。それはまずいと思いました。トイレに一緒に行って、さっきのここがわからないと聞かれて説明する時に、こうみると本件はこうなりますね、ということを言ってしまうと、結論を言ったことになる。本来は、裁判官がそう言ったとしても、裁判員の方が評議で、「それって本当ですかね？」と言ってくだされば良いのですが、なかなかそうはならない。そうなることをめざしたいと思いますが、難しい。裁判官も善意でやっているので、問題が表面化しないんです。

質問　くじびきでランダムに選ばれた市民が裁判に参加するのですが、その結果多様な方が参加する。ふつうの人の印象が、裁判員裁判が始まって変わったことがありますか。

村山　まず、多様性を感じます。裁判官同士で話をしていると、裁判官にも個性はありますが、生活体験として、同じような経験、人生の人が多い。裁判員の方の幅の広さはまったく違いますから、思いも寄らない発言をしていただくのがよかったと思います。

それから、合理的な疑いです。３人のうち一人でも疑いを提起してくれると議論になりますが、裁判員裁判では、９人です。９人のうちの１人でも、「これってどうなんですか？」と言ってくれて、みんなで話をすれば、合理的な疑いにつながるかもしれないんです。そういうことを大事にしたいと思ってやっていました。

質問　裁判員経験者として、裁判で判断する際に重要なものは何だと思いますか。

佐藤　自分の経験は役には立ちましたが、判断する際に重要かというと、わかりません。裁判で出されている資料を見て自分なりに考えるのがいちばん大事じゃないか。シンプルなことですが、そう思います。

明賀　私も多くの裁判員経験者から話をお聞きしてきましたが、いろんな考え方がありました。皆さん、事実に真摯に向き合い、必死に考えて１つの結論を導こうという姿勢が新鮮でした。そういうことが大事なのだろうと思います。

村山さんには、再審事件についての質問もいただいています。袴田事件や、大阪高裁での揺さぶられっ子症候群の逆転無罪判決などについて、村山さんから一言お願いします。

村山　あえて一言で言えば、余談と偏見を抱かないことが、いかに大事で、いかに難しいかということです。警察官は嘘をつかないとか、警察がそんなことをやるわけがないという経験則や、犯人はふつうこんなことはしないとか、そういうものを取っ払って、裁判官も裁判員も証拠を直視して、それが何を物語っているのかを自分の頭で考えてみる。検察官はこういう立証をしているけれど、本当にそうなのかを疑ってみるというのが根幹だと思います。

もう１つは裁判官は科学的証拠に弱いです。心理供述などにはあまり耳を傾けないかもしれませんが、○○鑑定など自然科学的な知識で鑑定書を並べられると、ひじょうに弱い（信用してしまいやすい）。その判断の仕方をいかにクリアにしていくかを、裁判所全体で考えていかないといけない。科学的証拠の見方を間違うと、致命的な誤判につながると思います。

明賀　最後に、皆さんから一言ずつお願いします。

佐藤　裁判員裁判の話は、たいへんとか、ネガティブなイメージが持たれやすいと思いますが、良かったこともあります。ポジティブなイメージが広がれば、皆さんが参加してくれるようになるのではないかと思います。

永井　一緒に裁判をやった人たちと話をすると、自分が裁判員をしたと周囲の人が知っているので、候補者に選

ばれた会社の同僚から相談を受けたりもしているようです。そういう時に、「やったらいいよ」と肩を押せるような存在になっています。とてもいいことだと思います。

かおる　私はアルバイトを休んで裁判員裁判に参加したのですが、裁判が終わってバイト先に戻った時、「どれだけ迷惑かけたと思ってるのか」と言われて、会社と少しもめました。しかし、その後、もめたことで、会社に裁判員休暇ができました。裁判員を体験した人が話をすることで、少しずつ社会に裁判員制度が広まればいいなと思います。

村山　胸がいっぱいです。

明賀　皆さん、ありがとうございました。

“裁判員 ACT”裁判への市民参加を進める会　2022 年度公開学習会実施報告書

発　行　社会福祉法人　大阪ボランティア協会　“裁判員 ACT”裁判への市民参加を進める会
連絡先　〒 540-0012 大阪市中央区谷町 2 丁目 2-20 2F
市民活動スクエア「ＣＡＮＶＡＳ（キャンバス）谷町」
Tel：06-6809-4901（代）　Fax：06-6809-4902
Email：office@osakavol.org
URL：https://www.osakavol.org/